



著しい物価変動に基づく
運営権者収受額の臨時改定

宮城県企業局水道経営課

1. 臨時改定の計算式（実施契約書 別紙10-4第3項）



- **発動条件**：物価変動比率が物価割合（4% or 5%）を超えて変動する場合
- **改定対象**：物価変動費
- **計算式**：

$$\text{臨時改定後の物価変動費} = \text{臨時改定前の物価変動費} \times (\text{物価変動比率} \pm \text{物価割合})$$

※ \pm は、物価下落の場合にプラス、物価上昇の場合にマイナスの計算を行うことを意味する

■ 物価割合

事業	物価割合
水道用水供給事業	5%
工業用水道事業	4%
流域下水道事業	4%

■ 運営権者収受額の構成項目と物価変動費

構成項目	物価変動費
人件費	○
薬品費	○
動力費	○
修繕費	○
保守点検費	○
廃棄物処理費	○
償却費	○
資産減耗費	○
その他営業費用	○
公租公課	
事業報酬	

2. 物価指標



➤ 参照される物価指標

物価指標①：宮城県が公表する名目賃金指数（宮城県，電気・ガス・熱供給・水道業，30人以上）

物価指標②：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（無機化学工業製品）

物価指標③：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（電力・ガス・水道）

物価指標④：日本銀行が公表する消費税を除く企業向けサービス価格指数（総平均）

物価指標⑤：国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（税抜）（上・工業用水道）

■ 運営権者収受額の構成項目と 参照される物価指標

構成項目	物価変動費	参照される物価指標
人件費	○	物価指標①
薬品費	○	物価指標②
動力費	○	物価指標③
修繕費	○	物価指標④
保守点検費	○	
廃棄物処理費	○	
償却費	○	物価指標⑤
資産減耗費	○	物価指標④
その他営業費用	○	
公租公課		
事業報酬		

3. 物価変動比率



➤ 物価変動比率の算出

物価変動比率は、基準期間※に対する検討対象期間における各物価指標の変動率を、各物価変動費の項目が物価変動費の合計に占める割合で加重平均して算出したものです。

※基準期間：第1料金期間においては令和2年度の事業年度1年間（2020年4月～2021年3月）

■ 事業ごとの 物価変動比率

事業名 (検討対象期間)	物価割合	2022/07/01時点 2021年5月～ 2022年4月	2022/08/01時点 2021年6月～ 2022年5月
大崎広域水道用水供給事業	5%	101.97%	102.42%
仙南・仙塩広域水道用水供給事業	5%	101.93%	102.36%
仙塩工業用水道事業	4%	102.41%	102.94%
仙台圏工業用水道事業	4%	104.35%	105.24%
仙台北部工業用水道事業	4%	100.79%	101.01%
仙塩流域下水道事業	4%	103.14%	103.78%
阿武隈川下流流域下水道事業	4%	102.99%	103.59%
鳴瀬川流域下水道事業	4%	102.88%	103.44%
吉田川流域下水道事業	4%	102.44%	102.95%



4. 臨時改定後の運営権者収受額

➤ 臨時改定の実施

物価変動比率が物価割合を超えた以下の事業について、月次運営権者収受額の臨時改定を行いました。

■ 月次運営権者収受額の推移

(単位：円)

事業名	臨時改定前	2022年7月	2022年8月
仙台圏工業用水道事業	10,856,953	10,891,263	10,977,540
改定前との差額		+34,310	+120,587